

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局総務部文化財保護課 (06-6208-9030)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市指定有形文化財、大阪市指定史跡、名勝、天然記念物の現状変更
概 要	本市の区域内に存する文化財で、本市にとって重要なものに対して、本市指定文化財とし、その保存と活用を図っている。そのため、指定文化財の現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする者に対して制限を設け、本市教育委員会の許可が必要としている。
根拠法令等 及び条項	大阪市文化財保護条例（平成11年2月18日条例第5号）第17条、第40条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	(1) 現状変更等が、市指定有形文化財及び市指定史跡、名勝、天然記念物としての価値の存続または市指定有形文化財の保存及び指定の要件の保持に支障をきたす恐れがないこと。 (2) 現状変更等が歴史的、芸術的及び学術的角度から見て妥当であること。 (参考) 大阪市文化財保護条例（抄） （現状変更等の制限） 第17条 市指定有形文化財についてその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りではない。 (1) 市指定有形文化財の現状を変更する行為のうち、当該市指定有形文化財を維持するために必要な行為で教育委員会が定めるもの (2) 市指定有形文化財の保存に影響を及ぼす行為で教育委員会がその影響が軽微であると認めるもの (3) その他教育委員会が定めるもの 2 教育委員会は、前項の規定による許可を与えるときは、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為について必要な指示をすることができる。 3 教育委員会は、第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定による条件に従わなかったときは、当該許可にかかる現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。 4 本市は、第1項の規定による許可を受けることができなかったこと又は第2項の規定による条件を付されたことによって損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償とするものとする。
標準処理期間	90日以内
経由日数	なし
提出先	大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課まで提出すること。 ・現状変更等許可申請 ・その他、申請書に記載されている添付書類
手数料	なし
相談窓口	大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課
ホームページ	
備 考	